

近畿地方環境事務所における 災害廃棄物対策の取り組みについて

令和4年1月26日

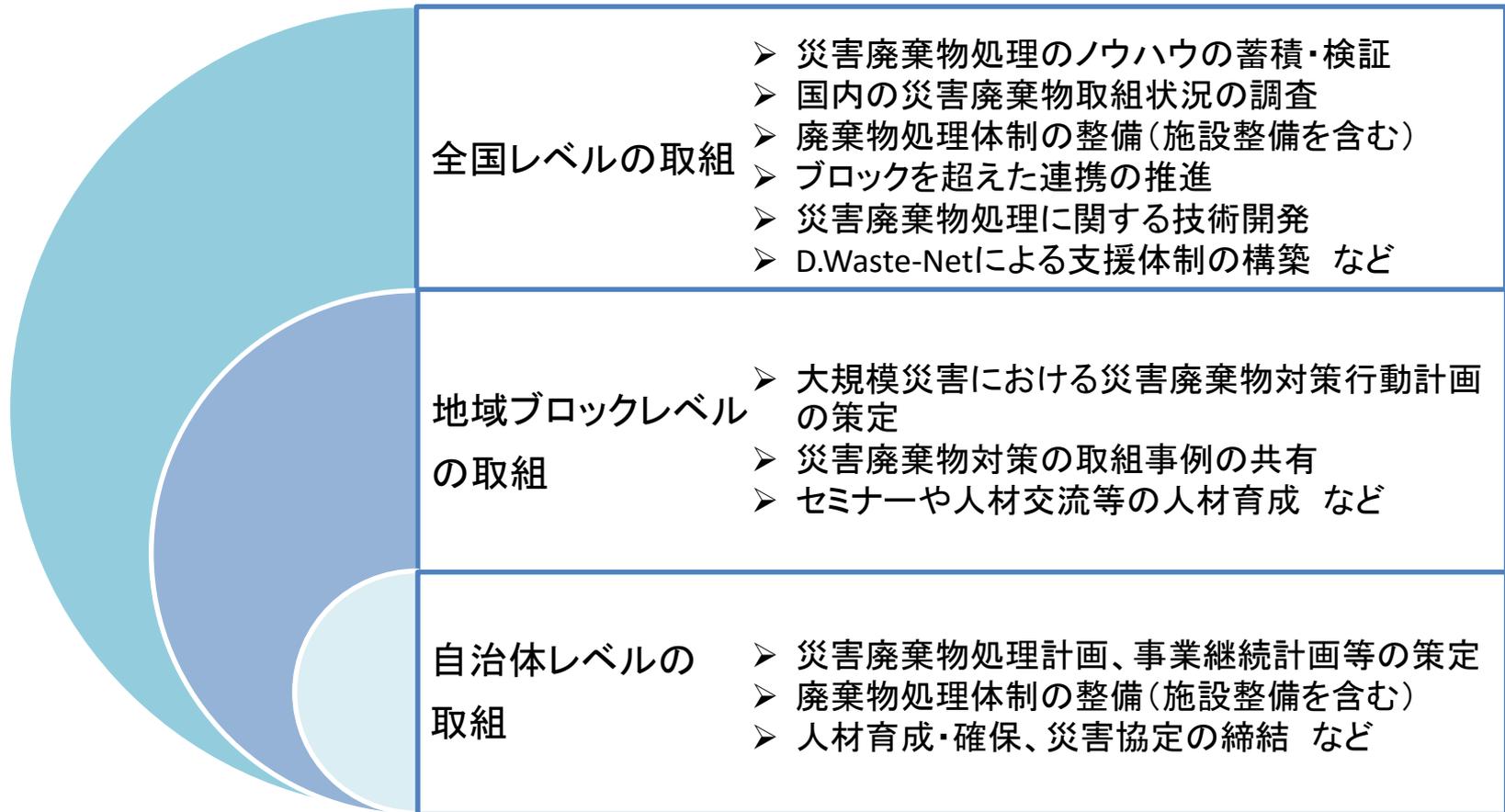


環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

課長 山根正慎

災害廃棄物対策の推進について

- 全国レベルでは、環境省本省が災害廃棄物の技術的検討等を実施。
- 地域ブロックレベルでは、地方環境事務所が地域ブロック協議会を設置し、自治体間の情報共有や人材育成等を実施。
- 自治体レベルでは、地方環境事務所がモデル事業を行い、自治体の災害廃棄物処理計画の策定等を支援。



地方環境事務所の取組について

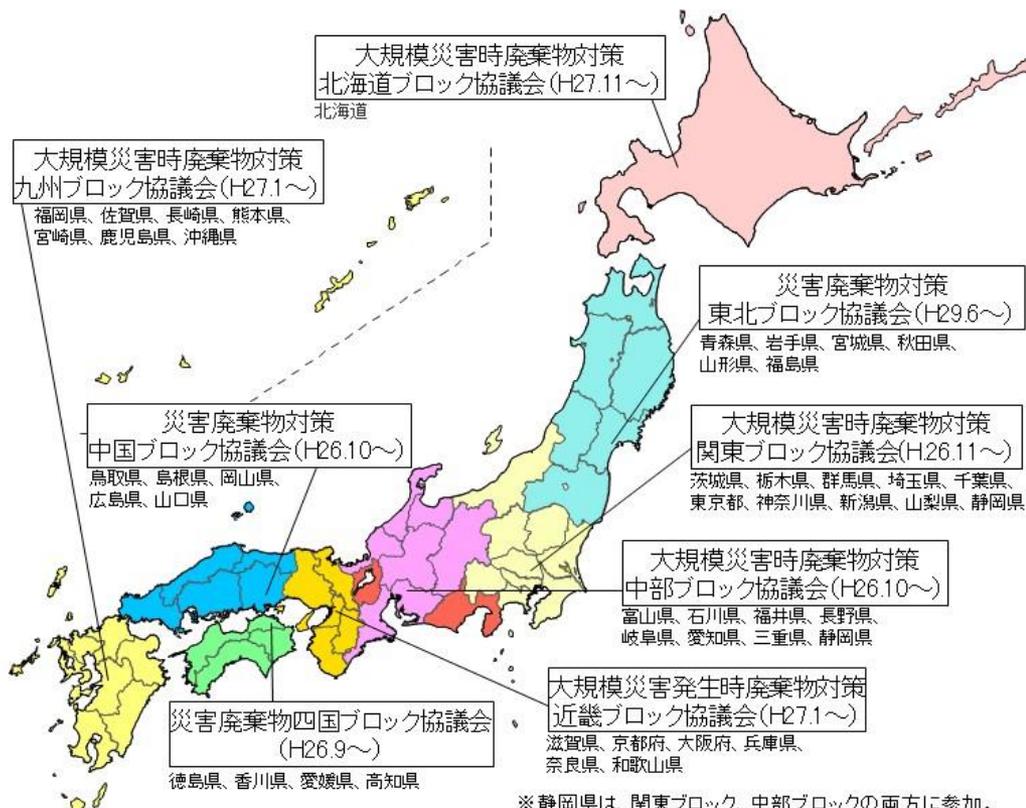
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、**地域ブロック協議会を全国8箇所**に設立。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の**災害廃棄物対策行動計画の策定**、地域ブロックにおける**共同訓練の開催**、自治体に対する**処理計画の策定支援**や**訓練への協力**を実施。

【地域ブロック協議会の活動内容】

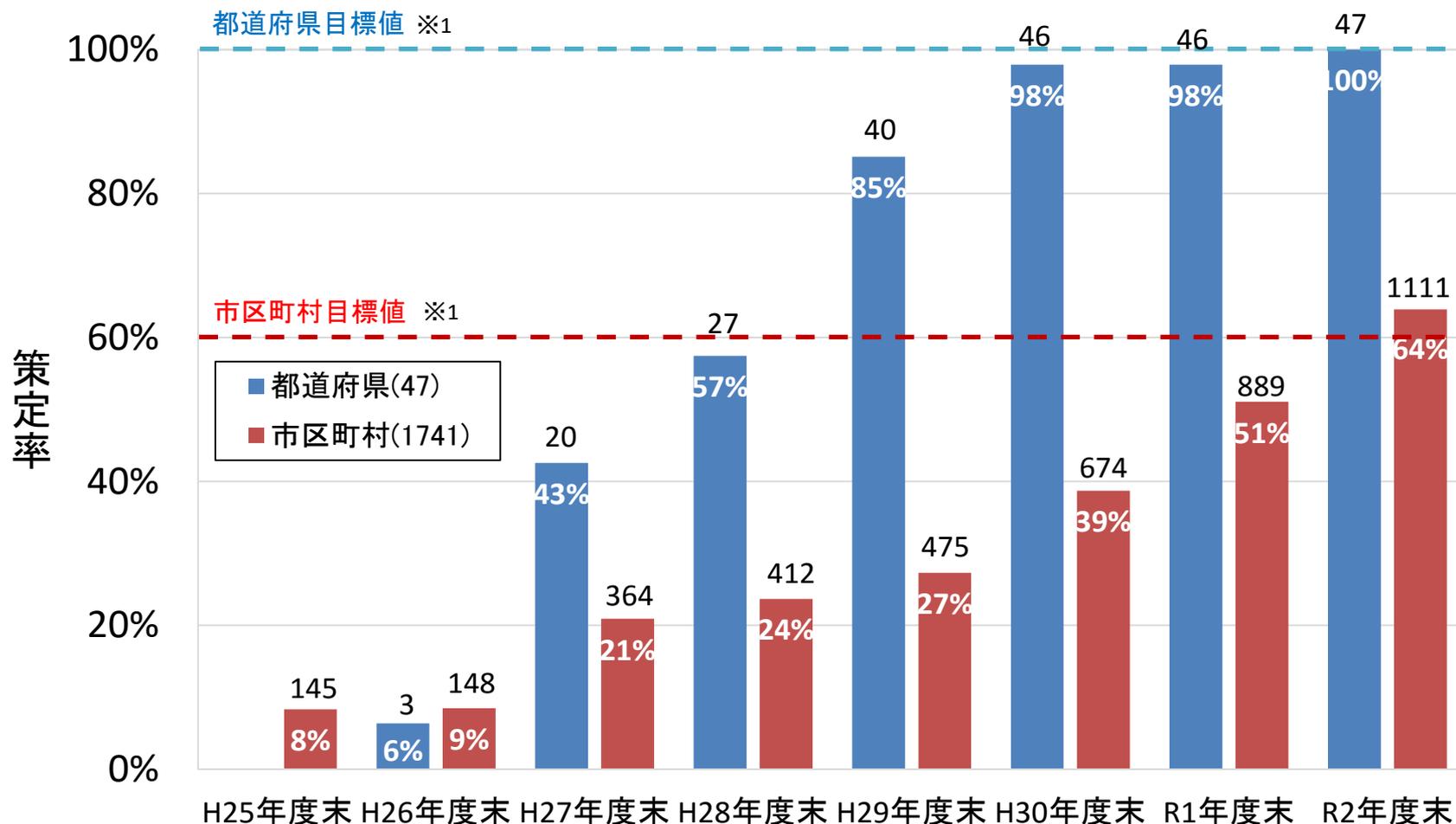
- ①地域ブロック協議会の運営
- ②地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成
- ③自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録集等の作成

【構成】

環境省、関係省庁地方支分部局、都道府県、主要な市町村
廃棄物処理事業者団体、地域の専門家 等



災害廃棄物処理計画の策定状況（令和3年3月末時点）



※1.第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標(都道府県:100% 市区町村:60%)

※2.平成25年度以前は市区町村の策定率のみ調査を実施。

市区町村の災害廃棄物処理計画の策定状況（速報値）（人口規模別 令和2年度末）

人口規模	全国	人口規模	近畿		
	策定率		自治体数	策定数	策定率
全体	64%	全体	201	119	59%
1万人未満	43%	5万人未満	113	56	50%
1万人以上3万人未満	62%				
3万人以上10万人未満	75%	5万人以上10万人未満	49	25	51%
10万人以上50万人未満	85%	10万人以上50万人未満	34	33	97%
50万人以上	97%	50万人以上	5	5	100%
うち政令市	100%	うち政令市	4	4	100%

※速報値のため、数値が変わる場合がある。

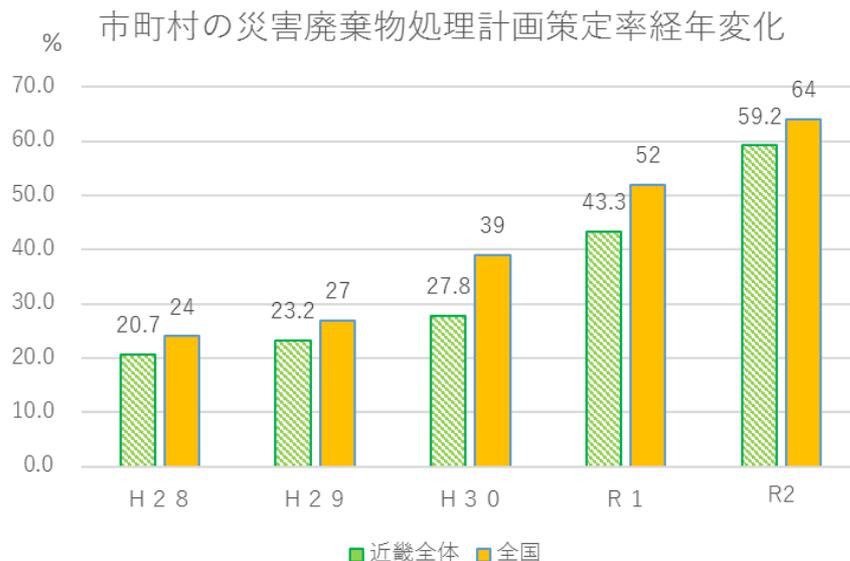
平成30年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」が位置づけられており、災害廃棄物処理計画の策定目標の達成に向けて取組を更に強化する必要がある。

災害廃棄物処理計画策定率の2025年度目標

[都道府県] 100%

[市区町村] 60%

※近畿2府4県については既に100%を達成済み



災害廃棄物処理実効性確保モデル事業

(近畿地方環境事務所)

- 発災時の備えとして「災害廃棄物処理計画」の策定が進められる一方で、過去の災害では、処理計画が策定されていても、計画量に見合った仮置場の事前選定や収集方法等の具体的手法が定められておらず、発災時には路上や公園などに災害廃棄物が混合状態で堆積してしまった事例も見られる。
- こうした状況を踏まえ、府県と連携しながら災害廃棄物処理の実効性確保に向けた検討の具体化を進めていく。

【事業概要】 対象地域: 摂津市、甲賀市

主に仮置場、集積所、収集運搬に係る事項について、市が抱える土地特性、仮置場の制限的要素、技術的課題を踏まえ、その解決案や代替案について検討を進め、マニュアル等の資料にまとめる。

(調査検討)

- ・仮置場及び集積所の実効性ある運用を目的とした仮置場候補地の現地調査及び実践的な運営管理方法の検討
- ・災害廃棄物の搬出入量の調整を目的とした片付けごみ回収戦略の構築、検証
(片付けごみの一部について宅地での一時的な保管や生活ごみ回収への割振による調整、集積所の設置からの仮置場への集約による搬入速度のコントロール等)
- ・集積所の設置により仮置場必要面積を減じることを目的とした数値シミュレーション 等

実効性ある収集運搬体制が確保できず、混合状態で路上堆積した例



災害廃棄物処理住民啓発モデル事業

(近畿地方環境事務所)

- 近年の自然災害においては、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されている。
- 対策として、住民やボランティアに対する広報が重要視されているが、市区町村も混乱の中で十分な対応がとれていないのが現状である。
- このため、平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する。

○住民用の災害廃棄物搬出等マニュアル作成支援(豊中市)

自治会等と協議し、発災時における片付けごみ等の地域住民と協同した収集方法の検討、集積所の管理についてのマニュアル作成を行う。

○防災部局と連携した災害廃棄物排出の実践訓練支援(生駒市)

市町村における自治会単位での防災訓練等において、災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的に訓練や学習会を実施する。実施に至る検討過程や当日使用した資料等を手引き等としてまとめる。

○家庭内退蔵品の集積所排出模擬訓練の実施支援(かつらぎ町)

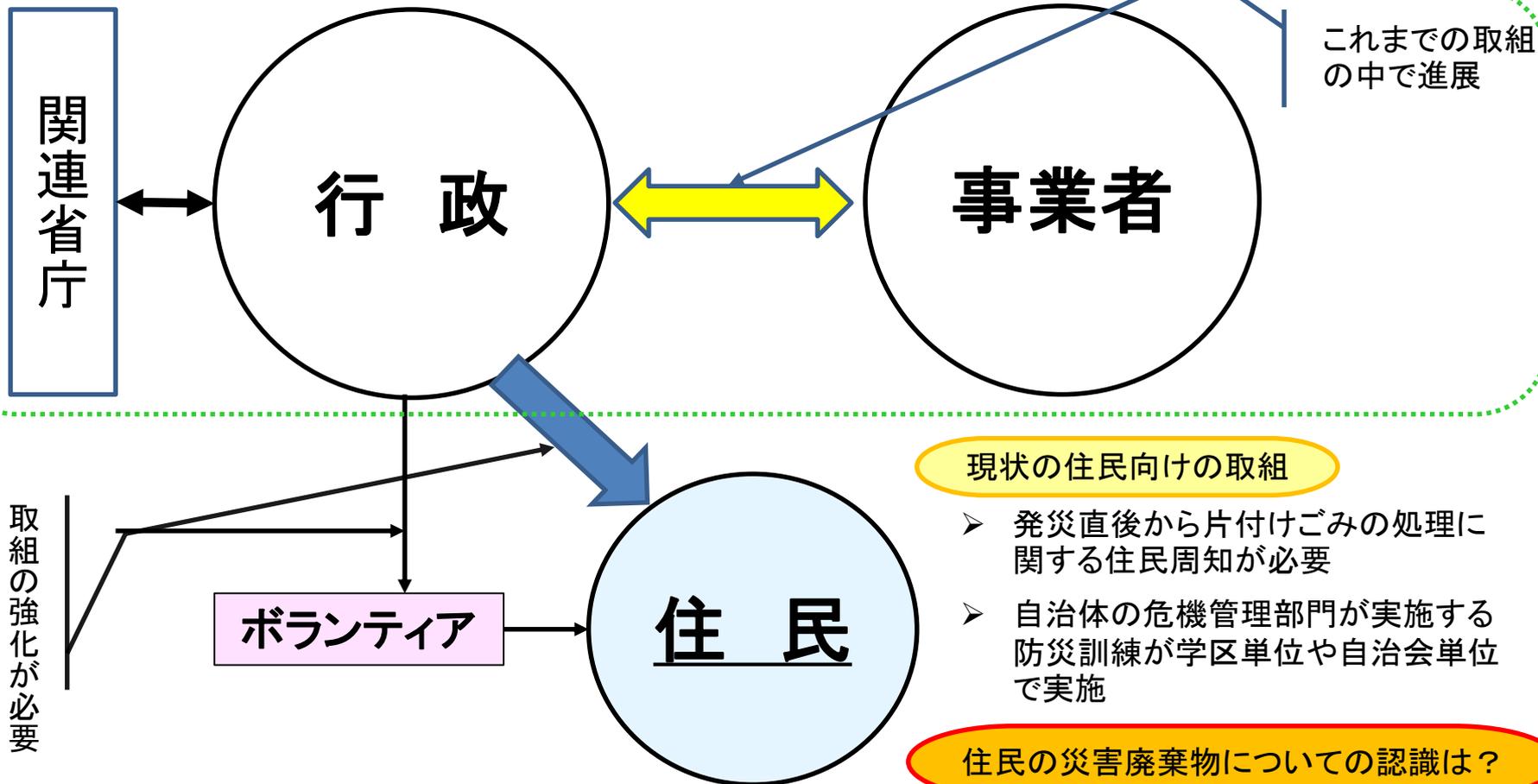
自治会単位で住民の家宅における退蔵品等を用いた集積所への排出模擬訓練を実施する。排出用の集積所を具体的に仮選定し、収集運搬についての課題抽出を行うとともに、便乗ごみ・不法投棄の防止に対する認識の浸透を図る。

路上や公園における
片付けごみの堆積の状況



災害廃棄物処理の担い手とは？

- ◆ 自治体 ⇒ 計画策定や図上演習などを通じた人材育成の実施
- ◆ 関連事業者 ⇒ 協定締結、発災時における調査検討(人材、機材、連絡等)
- ◆ 被災住民 ⇒ **事前の取組はほとんどされていないのが現状**



現状の住民向けの取組

- 発災直後から片付けごみの処理に関する住民周知が必要
- 自治体の危機管理部門が実施する防災訓練が学区単位や自治会単位で実施

住民の災害廃棄物についての認識は？

住民啓発モデル事業の目的と概要

- 近年の自然災害においては、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されている。
- 対策として、住民やボランティアに対する広報が重要視されているが、市区町村も混乱の中で十分な対応がとれていないのが現状である。
- このため、平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する。



① 災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成支援(今回説明)

- 市町村における自治会等と協議をし、発災時における地域住民と協同した収集方法の検討、集積所の管理についてのマニュアル・チラシ等作成を行う。

② 防災部局と連携した災害廃棄物排出の実践訓練実施支援

- 市町村における自治会単位での防災訓練等において、災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的に訓練や学習会を実施する。実施に至る検討過程や当日使用した資料等を手引き等としてまとめる。

③ 家庭内退蔵品の集積所排出模擬実験の実施支援(今回説明)

- 自治会単位で住民の家宅における退蔵品等を用いた集積所への排出模擬実験を実施する。排出用の集積所を具体的に仮選定し、収集運搬についての課題抽出を行うとともに、便乗ごみ・不法投棄の防止に対する認識の浸透を図る。

① 災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成支援

泉佐野市、茨木市における自治会等の住民と連携 発災時における片付けごみ等の搬出マニュアルの作成支援

■ 泉佐野市

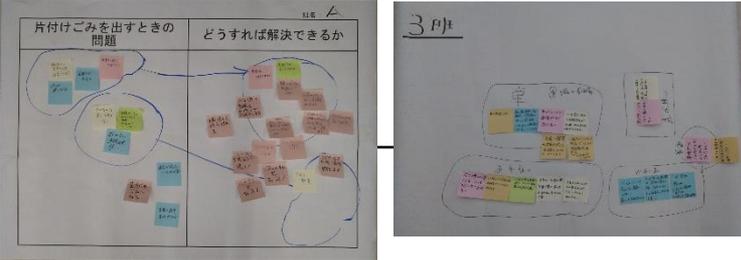
	実施日	対象	実施内容
第1回WG	令和2年 10月21日 13:30～15:40	行政職員 (環境衛生課、自治振興課、道路公園課、地域共生推進課、社会福祉協議会) 清掃事業者	1. 基礎講座 講演①「災害廃棄物処理対応の概要」(環境省近畿地方環境事務所) 講演②「災害時の廃棄物処理について」 (大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課) 2. ワークショップ 発災後のごみ対応における課題を想定し、 ①住民の方にしてほしいこと ②マニュアルに載せる情報 について意見交換 ③各班の意見交換結果を発表、意見交換
第2回WG	令和2年 11月1日(日) 14:00～15:30	地域住民 (自主防災組織連絡協議会会長、15地区の自主防災会等の会長)	1. 基礎講座 「災害によって発生するごみの基本と市民に期待されること」 (国立研究開発法人国立環境研究所 特別研究員 森様) 2. ワークショップ ①発災後のごみ出しで発生する問題 (困ること、悩むこと、わからないこと) ②解決策 について意見交換
第3回WG	令和3年 1月21日 13:30～15:30	行政職員 (環境衛生課、危機管理室、自治振興課、地域共生推進課、社会福祉協議会)	1. ワークショップ マニュアル(素案)を用い、 ①構成や流れについて検討 ②各ページの記載内容の検討 ③全体方針について意見交換



① 災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成支援

■茨木市(対象:茨木市西河原地区の住民)

※第1回WGは「1. 住民広報用パンフレット作成支援」対象市と合同開催。

	実施日	実施内容
第2回WG	令和2年 12月19日(土) 19:00~21:00	<p>1. 基礎講座 講演①「茨木市の災害リスクと対策」(茨木市 総務部 危機管理課) 講演②「災害によって発生するごみの基本と市民に期待されること」(環境省 近畿地方環境事務所)</p> <p>2. ワークショップ</p> <p>①災害時に発生するごみに関するクイズ</p> <p>②片付けごみを出すときの問題 (心配なこと、困ること、わからないこと)</p> <p>③どうすれば解決できるかについて意見交換</p>  
第3回WG	令和3年 2月6日(土) 14:00~16:00	<p>1. ワークショップ 作成中のマニュアル(素案)を参考にし、</p> <p>①どのような片付けごみが出てくるか想定</p> <p>②自宅から集積所までの運搬ルートを想定</p> <p>③集積所での荷下ろしを想定</p> <p>最終的に</p> <p>④災害時のごみ出しに関する地域の取組</p> <p>(注意が必要なこと、協力し合うこと、地域で決めておきたいこと等)を意見交換</p> 

大きな災害時のごみの 出し方ハンドブック

茨木市 西河原地区版



1	はじめに	1
2	西河原地区の被災リスク	2
3	大きな災害時のごみ出しの概要	3
4	片付けごみ集積所のごみの出し方	5
5	一次仮置場のごみの出し方	6
6	西河原地区について	7
7	片付けごみ集積所等の設置場所	8
8	西河原地区の片付けごみ集積所(候補地)	9
9	ごみの品目ごとの分別と排出場所	11
10	災害時のごみ出しについてのお願い	12
11	西河原地区の片付けごみ搬出の留意点	13
12	片付け作業時の留意点	14
13	大規模災害時の大まかなスケジュール	15
14	避難所でのごみの出し方	16
15	ごみの捨て方Q&A	17
16	日ごろの備え	18

茨木市

環境省 近畿地方環境事務所



次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

1. はじめに
2. 西河原地区の被災リスク
3. 大きな災害時のごみ出しの概要
4. 片付けごみ集積所のごみの出し方
5. 一次仮置場のごみの出し方
6. 西河原地区について
7. 片付けごみ集積所等の設置場所
8. 西河原地区の片付けごみ集積所(候補地)
9. ごみの品目ごとの分別と排出場所
10. 災害時のごみ出しについてお願い
11. 西河原地区の片付けごみ搬出の留意点
12. 片付け作業時の留意点
13. 大規模災害時の大まかなスケジュール
14. 避難所でのごみの出し方
15. ごみの捨て方Q&A
16. 日ごろの備え

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

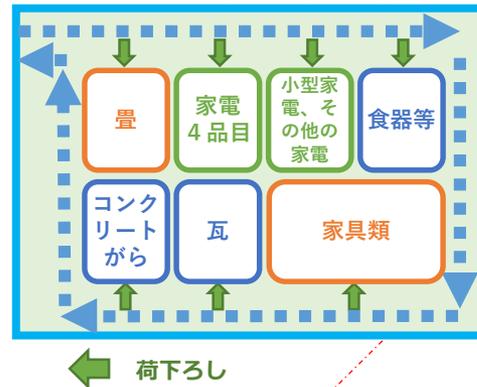
8 西河原地区の片付けごみ集積所 (候補地)

西河原地区の片付けごみ集積所の候補地は、西河原公園のテニスコートです。開設する場合は、発災してから、概ね3日以内にお知らせします。

片付けごみ集積所を開設した後は、片付けごみを搬入してください。その後、市で一次仮置場や中間処理施設にごみを搬出して、発災後約3ヶ月で閉鎖する予定です。
 西河原公園のテニスコートは、片付けごみ集積所の候補地です。災害の状況に応じて、変更する場合がありますのでご注意ください。



テニスコートのレイアウト例



テニスコートの搬入路



4 片付けごみ集積所のごみの出し方

片付けごみ集積所は、災害廃棄物のうち、片付けごみを一時的に保管する場所です。片付けごみ集積所の状況によりますが、少なくとも可燃物・不燃物・その他の3分類に分け、運び出し作業がしやすいように遊具や植木を避けて置いてください。

片付けごみ集積所の分別区分



片付けごみ集積所のレイアウト例



9 ごみの品目ごとの分別と排出場所

ごみの種類と排出場所は、発災後に市で決定してお知らせします。ごみの種類によって、持ち込む場所が変わる場合がありますので、市のお知らせを確認してください。ごみの種類と排出場所で注意が必要なものは次のようなものがあります。

ごみの種類	排出場所		備考
	普段のごみ集積所	片付けごみ集積所または一次仮置場	
生ごみ	●		
割れたガラス類・陶器類	●		
スプレー缶(使い切り済み)	●		
照明類	●		
紙おむつ	●		
布団・絨毯	●		
家具類	●		
古紙	●		
古布	●		
家電リサイクル法対象品目			・指定引取場所に持ち込み ・市や家電量販店に収集を依頼
パソコン			・宅配回収サービスを利用 ・小型家電回収ボックスを利用 ・製造メーカーに依頼
小型家電	●		・宅配回収サービスを利用 ・小型家電回収ボックスを利用
割れたガラス類・陶器類	○	○	
スプレー缶(水害等により、中身がある状態で使用が不可能となったもの)		●※	※一次仮置場にのみ持ち込み可能。
照明類	○	○	
布団・絨毯	○	○	
家具類	○	○	
古紙(リサイクルできないもの)	●		
古布(リサイクルできないもの)	○	○	
畳	●		
家電リサイクル法対象品目	●		
パソコン	●		
小型家電	●		
ブロック・コンクリート・瓦	●		

○：災害の状況によって出す場所が変わるごみ ●：災害の状況によらず出す場所が決まっているごみ

生活ごみ：家庭から排出される通常の生活ごみ(普通ごみや資源物)

片付けごみ：自宅内にある被災したものを片付ける際に出るごみ(家具や建具等)

環境衛生センターが被災したり、処理能力を上回るごみの発生が見込まれる場合は、他の施設で処理するため、分別方法が変更になります。発災後に市のお知らせを確認してください。

11 西河原地区の片付けごみ搬出の留意点

西河原地区は、住宅密集地や狭い道路があるため、片付けごみを搬出するときは、次のことに注意しましょう。

①片付けごみの搬入場所を守りましょう

大きな災害が起きると、片付けごみ集積所がすぐに満杯になる場合があります。片付けごみの搬入場所は、随時ご連絡しますので、市が案内する場所以外に、片付けごみを置かないでください。

ご案内する場所以外にごみを放置すると、悪臭や害虫が発生するかもしれません。



住家横に集積された災害廃棄物

②しっかり分別しましょう

片付けごみ集積所を効率よく使用できるように、分別を徹底しましょう。また、災害とは関係のないごみを片付けごみ集積所や一次仮置場に持ち込まないでください。

分別することで、その後の処理がスムーズになります。



仮置場での分別状況

③道路にごみを置かないようにしましょう

家の前や、普通ごみの集積所に片付けごみを置くと、道路にごみがあふれ、緊急車両等の通行の妨げになります。発災後にお知らせする場所に出してください。

写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル
(http://koukushin.env.go.jp/photo_channel/)



道路上に集積された災害廃棄物

地域で協力しましょう

大きな家具や家電などの片付けには、多くの労力がかかります。道路が狭く、ごみの搬出が難しい場合や、高齢者などお手伝いが必要な方がいる場合は、地域で協力したり、ボランティアに協力を依頼して、無理せず作業しましょう。ご理解とご協力をお願いいたします。



※災害時は、被災状況に応じて市が茨木市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの受入れ・活動調整を行う窓口(災害ボランティアセンター)を開設し、ホームページ等でお知らせします。

16 日ごろの備え

災害時のごみを減らすよう、日頃から取り組み、いざというとき、片付けに時間がとられず、生活再建にとりかかることができます。ご協力をお願いします。

①家具や家電製品を固定する

家具や家電製品を壁や天井に固定し、倒れにくくしておくことは、家具等や中に収納している物の破損を防ぐことができ、災害ごみを減らすことはもちろん、身を守ることもできます。



②不要なものは処分する

押し入れや物置にしまい込んでいるものが、ふすまや扉を打ち破って部屋に散乱すると大変危険です。現在使っていない家具や家電製品は、リユースショップを活用するなどし、人に譲ったり、粗大ごみとして排出するなど、普段から整理をしておきましょう。



コラム

災害時のごみ出しに関する地域の取組

茨木市と環境者は、西河原自治会の皆さんを対象とした住民向け研修会「災害時に出たごみはどうしたらいいの?」を実施しました(令和2年12月、令和3年2月)。研修会では、自治会の皆さんから災害時のごみ出しの課題や対策に関する以下のようなご意見をいただいています。

狭い道路での対策

- ・道が狭く車で運べない箇所が多いため、道路整備と同時に地区内の情報共有を進められればと思う。
- ・片付けごみの搬入・搬出ルートをご近所の者だけでも知っている状態にできればと思う。
- ・道路の一方通行のルートを決める。
- ・道が狭いため、片付けごみ集積所に搬入する前に、一度搬出できるところ(歩道や空き地)に一時的にごみを出す。※道路に片付けごみは置かない。

運搬手段の確保

- ・片付けごみの運搬車を事前に把握する。
- ・台車、一輪車の活用を考える。1自治会に2~3台キープしておく。

集積所等の管理・指示

- ・片付けごみ集積所の開設にあたり、場内の管理と車の整理が課題。
- ・ごみの積込、荷下ろしの指示者も必要。

地域での助け合い

- ・ボランティアに依頼する方法もあるが、まず隣近所で助け合い、小さな集落ごとで協力したり、自費を持って行動することが大切。
- ・高齢者世帯、一人暮らしの人を把握しておく。
- ・住民同士でLINE、TEL交換など、密な連絡が取れるようにする。
- ・災害時には自治会に加入していない住民にも協力してもらえよう声かけを行う。
- ・中学、高校、大学生などの学生にお手伝いをお願いする。
- ・同じ自治会内でごみ担当を決めておく。
- ・集積所の手伝いの順番を決めておく。

教育・普及啓発

- ・防災教育(小・中・高・大)の推進。
- ・片付けごみ集積所と一次仮置場に運ぶ物の区別など、繰り返し知らせていく必要がある。



研修会の様子

③ 家庭内退蔵品の集積所排出模擬実験の実施支援

■ かつらぎ町

【模擬訓練概要】

- 日時: 令和3年1月16日(土)⇒延期 令和3年2月21日(日)
⇒緊急事態宣言延長のため中止⇒**令和3年11月28日(日)実施**
- 開催場所: かつらぎ町新城地区
- 参加対象: 新城地区住民(18世帯)、かつらぎ町、和歌山県、ボランティア、関係団体
- 実施内容:
 - ・住民の方が、自宅から集積所まで、事前に回答した片付けごみを搬出する。
 - ・かつらぎ町廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受入れまでのシミュレーションを実施する。
- 期待する効果:
 - ・片付けごみの分別搬入の重要性を確認
 - ・住民の方の片付けごみ搬出の疑似体験
 - ・町廃棄物担当職員における災害廃棄物処理対応の疑似体験
 - ・関係団体を含む関係者との交流・意見交換

7. 意見交換の進め方	8. 緊急連絡体制
4. 集積所のレイアウトと搬入経路	5. 模擬訓練の進め方
2. 当日のスケジュール	3. 使用するごみの区分

1. 実施概要

目的
災害時に住民の方が速やかに片付けごみを排出できるように、災害廃棄物に関する基礎的知識を授け、実際に集積所への排出訓練を実施する。
また、災害時に廃棄物処理担当職員が迅速な対応ができるように、机上ではなく現場における模擬訓練を実施する。

参加対象
新城地区のみなさま(プレイヤー)
かつらぎ町 廃棄物担当職員(プレイヤー)
県 廃棄物担当職員、関係団体等(事務局、オブザーバー)

開催日
2月21日(日) 10:30~16:30 (予備日:2月23日(火)祝)

開催場所
かつらぎ町新城地区
(詳細:集積所:新城地区交流センター)
(片付けごみ集積所:光新城中学校プール跡地)

3. 使用するごみの区分

模擬訓練で取り扱う廃棄物の種類は次の通りです。廃棄物は住民の方から持ってきていただく**分別ごみ**を使用します。
事前に記入していただいた調査票を基にしますので、どの種類のごみを排出するかが、各自調査ご確認ください。

分別区分	具体例
①可燃物	衣類、プラスチック製品

訓練方法
住民の方が、自宅から集積所まで、片付けごみを搬出する。
かつらぎ町 廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受入れシミュレーションを実施する。

訓練の目的
片付けごみの排出
集積所の設置・運営

期待する効果
片付けごみの分別搬入の重要性を確認
住民の方の片付けごみへの排出の疑似体験
町 廃棄物担当職員における災害廃棄物処理対応の疑似体験
関係団体含む関係者との交流・意見交換

最終成果
「かつらぎ町 災害廃棄物処理マニュアル」を作成する。

クイズ1

片付けごみに当てはまるものはどれでしょう？

壊れた自転車

割れた瓦

生ごみ

ガスボンベ

たまった雑誌

壊れた食器

倉庫のテレビ

壊れたたす

使わなくなったラジカセ

古くなった衣類

壊れた冷蔵庫

クイズ2

集中豪雨で家が被災してしまいました。

市からの案内はまだありません。
あなたは片付けごみをどこに持っていきますか？

A. 家の前

B. 近くの空き地

C. 市のお知らせを待つ

アンケート

これまで、水害や地震などの自然災害で、被災したご経験はありますか。該当する選択肢を○で囲んで下さい。

- 1 ある
2 ない

ご経験がある場合は、こみ出して困ったこと・感じたことをご記入下さい。

アンケート

災害が起きた場合、どのような手段で情報を入手しますか。A~Hのうち優先順位の高いものを3つ選んで、該当する選択肢を○で囲んで下さい。

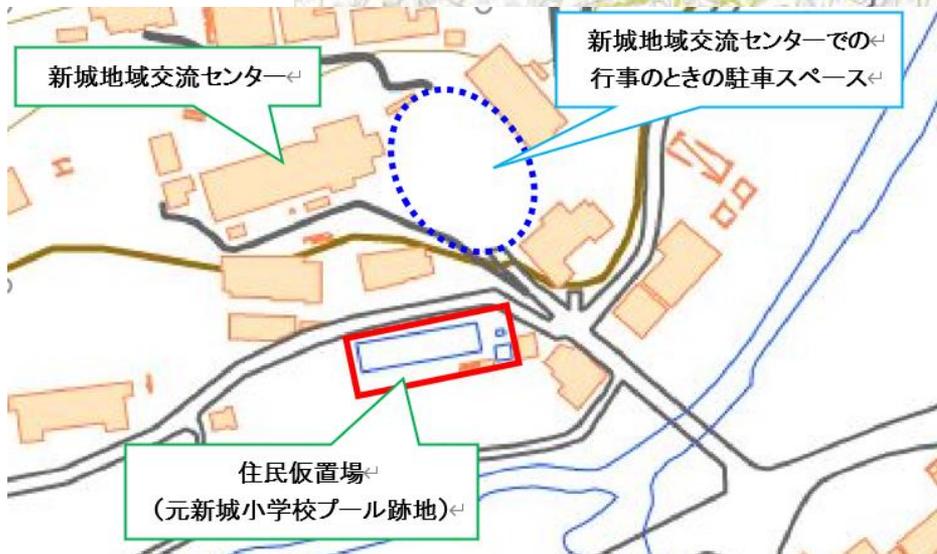
- A. SNS B. チラシ・掲示板
C. ホームページ D. 近隣住民等の口コミ
E. テレビ F. ラジオ
G. その他()

※「G.その他」を選んだ場合は、具体的な内容を括弧内に記入して下さい。

模擬訓練当日のタイムスケジュール

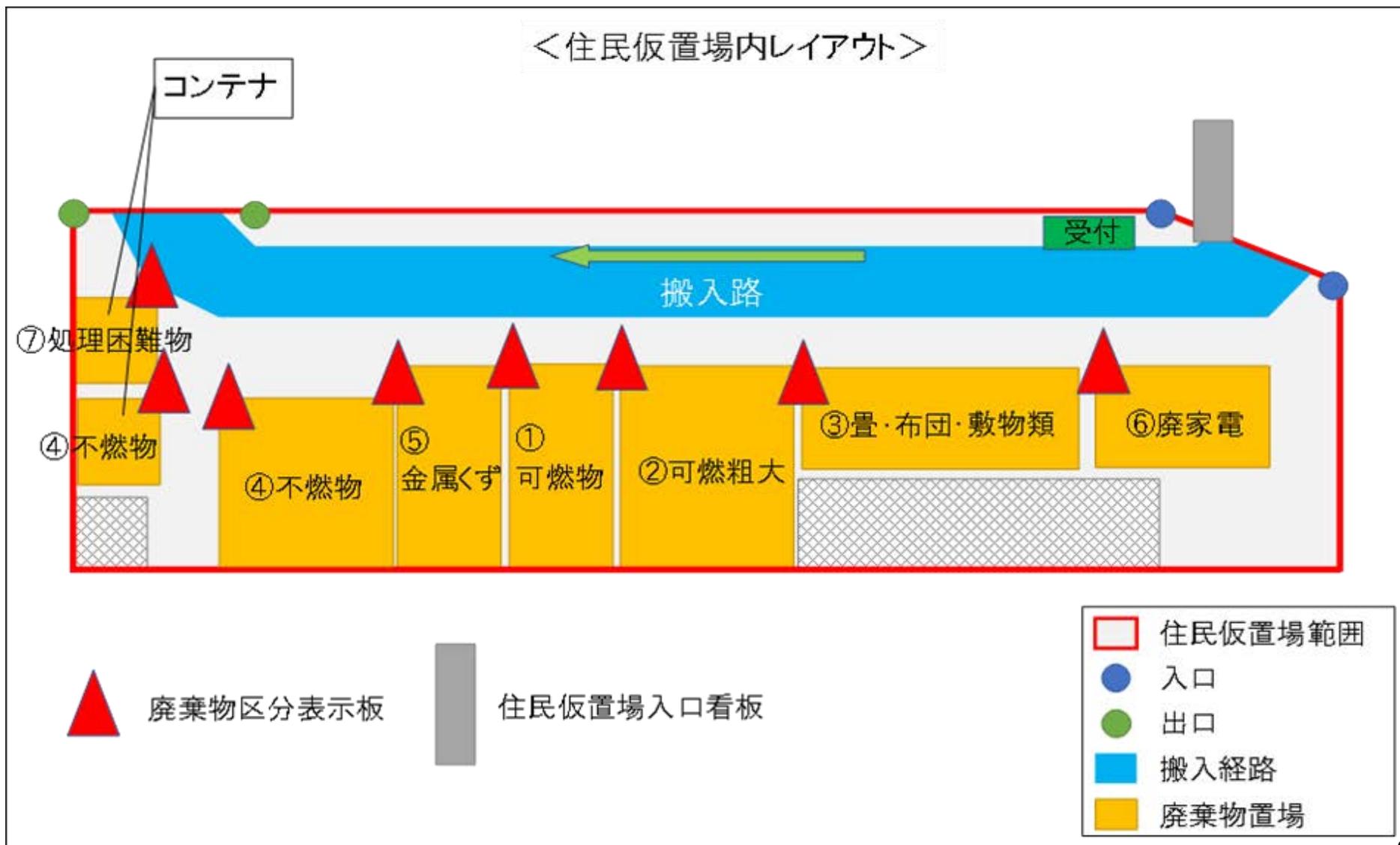
プログラム	目安時間	具体的な内容
受付	10:00～10:30	新城地区地域交流センターへ集合
参加者への説明	10:30～11:35	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物処理について基礎的な事項の説明 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基礎講座[森先生(国土舘大学)] ➤ 防災落語[小笠原浩一氏] ② 模擬訓練の進め方、注意事項等の説明
昼休憩・各自準備	11:35～13:00	(お手伝いの方への説明: 12:30～13:00)
模擬訓練 (住民仮置場の開設)	13:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ① 参加者は、自宅で「片付けごみ」搬出の準備をお願いします。事前の調査でお手伝いを希望されている方には、支援チームを派遣します。 ② 住民仮置場を開設している時間内に「片付けごみ」を搬入していただきます。 ③ 搬入者、搬入物等を記録します。(受付簿に記入) ④ 住民仮置場に持ってきた「片付けごみ」を所定の場所に荷下ろししていただきます。 ⑤ 搬入が終わった方は、一度ご帰宅していただき、訓練時間終了後、再度交流センターへお集まりいただきます。
集合	15:00～15:30	新城地区地域交流センターへ再度集合
意見交換	15:30～16:00	実際に住民仮置場へ搬出してみたの課題・問題点等、意見交換
訓練について講評	16:00～16:15	訓練全体について講評
閉会・アンケート	16:15～16:30	模擬訓練等についてのアンケート
解散	16:30	

かつらぎ町新城地区（研修・集合場所：新城地域交流センター） （住民仮置場：元新城小学校プール跡地）



住民用仮置場レイアウト・搬入経路

被災されたみなさんの生活を再建するために、家の中を片付けることによって発生した片付けごみを持ってきていただく場所。基本的に地域の中で設置することを想定したもの。



住民用仮置場搬入模擬訓練の様子（その1）

■家屋の退蔵品の排出



■片付けごみ排出模擬排出



区長による説明

住民搬入の様子



かつらぎ町搬出の様子

参加者：65人（見学者運営側込み）

住民用仮置場搬入模擬訓練の様子（その2）



国士舘大:森先生
神戸大:田畑先生



WSの様子



処理困難物も出てきました。



住民搬入の様子



町長の挨拶



住民搬入の様子

防災落語もありました



住民用仮置場搬入模擬訓練の様子（その3）



Before



After



可燃粗大



廃家電類



畳・布団・敷物類



処理困難物

住民用仮置場搬入模擬訓練 組成別搬入量

No.	組成	詳細	体積(m3)	単位体積重量(t/m3)	重量(t)
1	廃家電		0.49	1.13	0.55
2	粗大ごみ	畳、布団、敷物類、家具等	1.89	-	2.44
3			9.56		
4			16.31		
5	金属くず		7.21	1.13	8.15
6	金属くず(カゴ)		0.67	1.13	0.76
7	不燃物(カゴ)		0.07	0.79	0.06
8	処理困難物(カゴ)		0.09	0.79	0.07
9	不燃物(カゴ)		0.35	0.79	0.27
合計			36.63	-	12.29
					実測値

※面積は白枠の範囲内であるが、体積計測のため大きく範囲指定しており実際に使用していた面積とは異なる。(参考値)

■ 廃棄物の体積から重量への換算係数

廃棄物種類	単位体積重量(t/m3)	出典
可燃・不燃混合物	0.79	※1… 混合ごみ・仮置き時
廃家電・金属等	1.13	※2…(13)金属くず

出典:

1…「災害廃棄物の重量容積変換について(第一報)」(震災対応ネットワーク(廃棄物・し尿等分野、国立環境研究所、2011年4月1日)

2…(別添2)産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの復旧について(通知)」(環産産発第061227006号、平成18年12月27日)

まとめ・今後の課題

- ・市民の「災害対応」に対する関心は高く、協力は得られやすい。
→災害廃棄物に関する認知度は低いですが、説明を丁寧に行えば、「自助」「共助」に関する取組には協力的。

- ・パンフレット等の作成・配布だけにとどまらず、住民・関係者の意識をアップデートする「仕掛け」が必要。
→地域の防災訓練等、定期的に内容を更新できるようなイベントが有効。

- ・平時から、災害廃棄物(となるモノ)削減の取組が重要。
→退蔵物を減らす。「貯め込まない」ための工夫やノウハウ等。



「廃棄物対策」だけではなく、「高齢者支援＋α」等の他施策と連携した施策展開が必要。